

平成 27 年 4 月 22 日(水)
衆議院 法務委員会
衆議院議員 階 猛 (民主党)

【出典】

- ・資料1 「国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限の運用改善について」 総務省 作成資料 1頁－2頁
- ・資料2 「政治資金規正法第 22 条の 3 の寄附制限の対象とならない補助金等について」 総務省 作成資料 3頁
- ・資料3 「裁判員関連経費」
最高裁判所事務総局刑事局 作成資料 4頁
- ・資料4 「裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移」
最高裁判所 作成「裁判員裁判の実施状況について
(制度施行～平成 26 年 12 月末・速報)」 5頁
- ・資料5 「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」より抜粋
6頁－7頁

国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限の運用改善について

1 経緯

- 国から補助金等の交付を受けた法人が行う政治活動に関する寄附については、政治資金規正法第22条の3により制限及びその適用除外要件（①試験研究、調査に係るもの、②災害復旧に係るもの、③その他性質上利益を伴わないもの）が定められている。
- 今通常国会において、政治資金に関する質疑の一環で、法人からの政治活動に関する寄附が政治資金規正法違反となるか否かについても、度重なる質疑等が行われたところ。

<参考>政治資金規正法（昭和三十二年法律第九十四号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6（略）

2 趣旨

政治資金規正法の趣旨に則り、国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限に係る適用除外要件について、ガイドラインを定めて明確化する等現行法制下での運用改善を速やかに行う。

3 分類作業の進め方

(1) 対象とする補助金等

平成27年度予算に計上された補助金等

(2) ガイドラインの作成

総務省は、補助金等が政治資金規正法第22条の3第1項に規定する「試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの」に該当するか否かを各府省庁が分類するに当たっての指針・目安となる、同項の解釈を整理し取りまとめたガイドラインを作成する。

(3) 補助金等の分類及び通知

補助金等を所管する各府省庁は、当該補助金等の交付要綱等を踏まえ、補助金等の分類作業を行うとともに、交付決定通知等において、交付先に通知するものとする。

※ 補助金等の交付決定の相手方に通知する内容（案）

<例外に該当する場合>

【補助金等の名称（事業等の名称）】は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。

<例外に該当しない場合>

政治資金規正法第22条の3第1項の規定により、国から一定の補助金等（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等は寄附制限の例外）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、当該補助金等の交付の決定の通知を受けた日から一年間、政治活動に関する寄附をすることができないこととされています。

【補助金等の名称（事業等の名称）】は、上記の寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わない補助金等）には該当しないおそれがあります。

4 スケジュール

分類作業は速やかに開始し、分類結果の交付先への通知は、各補助金等の交付決定通知等にあわせて、5月中旬を目途に開始することとする。

政治資金規正法第22条の3の寄附制限の対象とならない補助金等について
(ガイドラインより抜粋)

① 試験研究・調査に係るもの

② 災害復旧に係るもの

③ その他性質上利益を伴わないもの

一般的には、次のアからキまでに示すようなものは、「性質上利益を伴わないもの」に該当するものと考えられる。

ア 国民の生活向上、民生の安定等を図るために、はじめから欠損又は損失が予想されるような事務又は事業を国が会社その他の法人に運営させる場合等において、その欠損又は損失を補てんする限度において交付されるもの

イ 法律、政府の方針等に位置付けられた公共性の高い事務又は事業を行うために生じる追加的な負担を補てんする限度において交付されるもの

ウ 本来国又は地方公共団体が行うべき事務又は事業を会社その他の法人が行う場合において、その事務又は事業について交付されるもの

エ 低利融資を行う融資者に交付される利子補給金

オ 外部的な要因により不可避免的に生じる損失を補償する性格を有するもの

カ 法令に規定された義務として国が特定の事業に要する経費を負担するもの

キ アからカまでのほか、収益性が見込まれない事業に対するものなど、直接に、特定の会社その他の法人の営利を助長したり、あるいはその経営を強化する性格を有しないことにより、性質上利益を伴わないもの

裁判員関連経費

最高裁判所事務総局刑部局

(単位:千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	累計
裁判員制度関係経費	1,656,814	1,603,266	3,272,826	4,518,097	5,552,639	4,948,823	4,246,400	3,638,736	3,231,974	2,068,815	1,676,422	36,414,812
I 裁判員制度運営関係	314,593	251,132	1,882,244	3,123,504	4,451,782	4,814,727	4,141,397	3,565,587	3,181,411	2,039,390	1,653,055	
(主要経費)												
1 裁判員等の日当・旅費	0	0	0	0	2,228,350	2,793,590	2,202,490	1,940,723	1,694,579	1,036,254	805,718	
2 名簿記載通知券送等 業務委託経費, 郵便料金	0	0	0	229,485	720,339	815,226	702,503	573,275	524,224	336,218	260,179	
3 裁判員法廷等IT機器 経費	0	0	150,862	554,976	482,645	306,689	306,689	306,689	306,689	222,559	217,659	
4 裁判員候補者名簿管理 システム経費	0	0	266,922	477,729	283,713	276,827	415,404	247,803	152,649	141,423	139,878	
5 コールセンター 業務委託費	0	0	0	170,308	170,308	144,990	120,925	98,262	67,417	46,686	40,494	
6 裁判員制度の施行準備 に必要な経費	314,593	251,132	1,239,287	1,552,820	0	0	0	0	0	0	0	
II 裁判員制度広報関係	1,342,221	1,352,134	1,390,582	1,394,593	1,100,857	134,096	1,05,003	73,149	50,563	29,425	23,367	

※「I. 裁判員制度運営関係」経費のうち、主要経費の「6. 裁判員制度の施行準備に必要な経費」は、裁判員法廷等の椅子や評議室等の会議用テーブルなどの法廷等器具整備費等である。

4 裁判員候補者名簿記載者数、各段階における裁判員候補者数及び選任された裁判員・補充裁判員の数の推移

		累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	
イ	裁判員候補者名簿記載者数	1,737,106	295,036	344,900	315,940	285,530	259,200	236,560	
ロ	名簿使用率(%) (「ハ」/「イ」)	38.3	4.5	36.7	41.7	47.5	52.2	52.0	
ハ	選定された裁判員候補者数	665,559 [91.6]	13,423 [4.5]	126,465 [36.7]	131,880 [41.7]	135,535 [47.5]	135,207 [52.2]	123,049 [52.0]	
ニ	調査票により辞退等が認められた裁判員候補者数	188,710	3,785	32,245	37,771	38,488	39,666	36,755	
ホ	期日の通知・質問票を送付した裁判員候補者数 (「ハ」-「ニ」)	476,849 [65.7]	9,638 [67.9]	94,220 [62.6]	94,109 [61.7]	97,047 [64.7]	95,541 [68.9]	86,294 [71.8]	
ヘ	質問票により辞退等が認められた裁判員候補者数	201,333	3,185	34,147	37,756	42,443	43,451	40,351	
ト	選任手続期日に出席を求められた裁判員候補者数 (「ホ」-「ヘ」)	275,516	6,453	60,073	56,353	54,604	52,090	45,943	
チ	選任手続期日に出席した裁判員候補者数	210,873 [29.0]	5,415 [38.1]	48,422 [32.2]	44,150 [29.0]	41,526 [27.7]	38,527 [27.8]	32,833 [27.3]	
リ	出席率(%)	(「チ」/「ハ」)	31.7	40.3	38.3	33.5	30.6	28.5	26.7
		(「チ」/「ト」)	76.5	83.9	80.6	78.3	76.0	74.0	71.5
ヌ	選任手続期日当日に辞退等により不選任決定がされた裁判員候補者数	55,793	1,326	11,850	11,308	10,933	11,055	9,321	
ル	(a)	辞退が認められた裁判員候補者の総数	400,349	7,134	66,977	77,909	83,426	85,615	79,288
	(b)	辞退率(%) (「ル(a)」/「ハ」)	60.2	53.1	53.0	59.1	61.6	63.3	64.4
ヲ	くじの母数となった候補者数に、理由なし不選任教を加えたもの	181,692 [25.0]	4,802 [33.8]	42,559 [28.3]	38,274 [25.1]	35,768 [23.8]	32,586 [23.5]	27,703 [23.0]	
ワ	選任された裁判員の数	41,834	838	8,673	8,815	8,633	7,937	6,938	
カ	選任された補充裁判員の数	14,262	346	3,067	2,988	2,906	2,622	2,333	

- (注) 1 「イ」は刑事局の集計結果、「ワ」及び「カ」は刑事局への個別報告に基づく実人員であり、概数である。
 2 「ハ」ないし「ヲ」は刑事通常第一審事件票による延べ人員であり、速報値である。
 3 「ニ」及び「ヘ」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 4 「ト」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれる。
 5 「ル(a)」のうち、平成21年及び平成22年の人数には、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置がされたもの、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。
 6 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 7 []は、判決人員(累計7,262人、平成21年142人、平成22年1,506人、平成23年1,525人、平成24年1,500人、平成25年1,387人、平成26年1,202人)1人当たりの平均である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公断棄却判決があったものを含まない。

(出所) 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について(制度施行～平成26年12月末・速報)」

う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものは、併合事件裁判がされるまでの間は、なお裁判員又は補充裁判員であるものとみなす。

5 裁判員又は補充裁判員が、構成裁判官又は現にその被告事件の審判に係る職務を行う他の裁判員若しくは補充裁判員以外の者に対し、当該被告事件において認定すべきであると考えられる事実若しくは量定すべきであると考えられる刑を述べたとき、又は当該被告事件において裁判所により認定されると考える事実若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

6 裁判員又は補充裁判員の職にあった者が、その職務に係る被告事件の審判における判決（少年法第五十五条の決定を含む。以下この項において同じ。）に関与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、当該判決において示された事実の認定又は刑の量定の当否を述べたときも、第一項と同様とする。

7 区分事件審判に係る職務を行う裁判員又は補充裁判員の職にあった者で第八十四条の規定によりその任務が終了したものが、併合事件裁判がされるまでの間に、当該区分事件審判における部分判決に関与した構成裁判官であった者又は他の裁判員若しくは補充裁判員の職にあった者以外の者に対し、併合事件審判において認定すべきであると考えられる事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定すべきであると考えられる刑を述べたとき、又は併合事件審判において裁判所により認定されると

第九編 司法（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律）

D〔日法八七二二・三〕⑭

考える事実（当該区分事件以外の被告事件に係るものを除く。）若しくは量定されると考える刑を述べたときも、第一項と同様とする。

（平一九法六〇・旧第七十九条繰下・一部改正）

（裁判員の氏名等漏示罪）

第九十九条 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあった者又は被告人若しくは被告人であった者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三十条（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）、次条において同じ。）に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の陳述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（平一九法六〇・旧第八十条繰下・一部改正）

（裁判員候補者による虚偽記載罪等）

第一百十条 裁判員候補者が、第三十条に規定する質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出し、又は裁判員等選任手続における質問に対して虚偽の陳述をしたときは、五十万円以下の罰金に処する。

（平一九法六〇・旧第八十一条繰下）

（裁判員候補者の虚偽記載等に対する過料）

第一百一十一条 裁判員候補者が、第三十条第三項又は第三十四条第三項（これらの規定を第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二

第九編 司法 (裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)

六六四

項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、質問票に虚偽の記載をし、又は裁判員等選任手続における質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、若しくは虚偽の陳述をしたときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

(平一九法六〇・旧第八十二条線下・一部改正)

(裁判員候補者の不出頭等に対する過料)

第一百十二条 次の各号のいずれかに当たる場合には、裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

- 一 呼出しを受けた裁判員候補者が、第二十九条第一項(第三十条第二項(第四十六条第二項において準用する場合を含む)、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。
- 二 呼出しを受けた選任予定裁判員が、第九十七条第五項の規定により読み替えて適用する第二十九条第一項の規定に違反して、正当な理由がなく出頭しないとき。
- 三 裁判員又は補充裁判員が、正当な理由がなく第三十九条第二項の宣誓を拒んだとき。
- 四 裁判員又は補充裁判員が、第五十二条の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日又は公判準備において裁判所がする証人その他の者の尋問若しくは検証の日時及び場所に出頭しないとき。

五 裁判員が、第六十三条第一項(第七十八条第五項において準

用する場合を含む。)の規定に違反して、正当な理由がなく、公判期日に出頭しないとき。

(平一九法六〇・旧第八十三条線下・一部改正)

(即時抗告)

第一百十三条 前二条の決定に対しては、即時抗告をすることができ

(平一九法六〇・旧第八十四条線下)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成二〇年政令第一四一号で平成二二年五月二二日から施行。ただし、

第十二条第二項の規定は、平成二〇年七月一五日から施行)

- 一 次条及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 第二十条から第二十三条まで、第二十五条、第百条、第百一条、第百四条、第百五条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して四年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(平成二〇年政令第一四一号で平成二〇年七月一五日から施行)

三 第十七条第九号の規定(審査補助員に係る部分に限る。)

刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第六十二号)附則第一条第二号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日